

神戸市への企業誘致サポート業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

神戸市への企業誘致サポート業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

多様な産業分野に精通するとともに企業情報の収集分析に強みと独自のネットワークを持つ事業者と連携し、様々な産業分野のリーディング企業、IT・コンテンツ産業等の成長性の高い企業、神戸経済への波及効果の高い企業、神戸のイメージや発信力の向上につながる企業等へ効果的に誘致活動を行い、神戸市への企業拠点の移転や新規開設につなげ、神戸市民の新たな雇用の創出、神戸経済の活性化を図る。

（2）委託業務の内容

「神戸市への企業誘致サポート業務仕様書」のとおり

（3）契約期間（予定）

契約締結日から令和8年3月31日まで

（4）事業規模（契約予定額）

金 330,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、引き合わせ件数が6件に満たない場合、契約金額（税込）を6で除した金額を1件当たりの単価とし、6件に達しない件数に乗じた金額を契約金額から減額とする。6件の引き合わせが難しいと見込まれる場合、令和8年1月末までに本市に伝え、速やかに協議するものとする。

（5）履行場所

神戸市経済観光局企業立地課

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。つまり、引き合わせにかかり受託者にて発生する費用は、委託料に含まれるものとし、別途支給しない（本市職員の出張旅費等は委託料に含まず、本市が職員に直接支給する）。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（2）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（3）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（4）契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

5 スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 7 年 10 月 17 日 |
| (2) 質問受付締切 | 令和 7 年 10 月 30 日 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 7 年 11 月 6 日 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和 7 年 12 月 2 日 |
| (5) 選定結果通知 | 令和 7 年 12 月中旬（予定） |
| (6) 契約締結・事業開始 | 令和 7 年 12 月下旬（予定） |
| (7) 事業完了 | 令和 8 年 3 月 31 日 |

6 応募手続き

(1) 質問の受付

- ① 受付期間：令和 7 年 10 月 17 日（金）から令和 7 年 10 月 30 日（木）午後 5 時まで
- ② 提出方法：本要領に記載の担当部署宛に E メールで提出すること。その際の件名は、「【神戸市企業誘致サポート業務に関する質問】」とし、この提出方法以外による質問は一切受け付けない。
- ③ 回答方法：質問は令和 7 年 11 月 6 日（木）を目安に E メールにて回答し、必要に応じて神戸市業進出総合 WEB サイト（<https://kobe-investment.jp/>）において公開する。
- ④ その他：神戸市の回答は、本要領を補足する効力を持つ。

(2) 企画提案書・見積書の提出

- ① 受付期間：令和 7 年 10 月 17 日（金）から令和 7 年 12 月 2 日（火）午後 5 時まで
- ② 提出場所：神戸市経済観光局企業立地課
- ③ 提出方法：データ化した資料（PDF 形式）で E メールにて提出すること。

④ 提出書類：それぞれについて、データにて提出すること。

ア) 提案申請書（様式 1）

イ) 会社概要書（A4 サイズ 様式不問）

ウ) 企画提案書

a. 様式等

1 参加者につき 1 提案までとする。様式は任意、サイズは A4 とし、枚数は 40 ページ以内とし、目次をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと

b. 必須記載項目

受託者が本業務に関し、どのような強みを持ち、どういった企業を本市に引き合わせるができるのかを明示しながら、下記の項目を必ず盛り込み作成すること。

i) 受託者の企業概要・業務概要

ii) 受託者の情報収集力、情報分析力（本業務に関連する調査や分析レポート等）

iii) 受託者の有するネットワーク

・神戸市域における過去 3 年の市外企業紹介案件数（年別）、神戸市域専任担当の有無

iv) 想定する誘致対象企業等（企業名は伏せた提案とすること）

※ 可能な限り以下について明示し提案すること。

・ 企業概要（事業概要、本社の所在、企業拠点の配置、従業員数、資本金、売上高等）

・ 本市への企業拠点の移転又は新設の計画について

（どのような経緯・背景をもった拠点計画なのか、機能（本社・地方拠点、営業所等の別）、想定される拠点面積、期待される雇用創出数など）

・ 当該企業と受託者とのつながり

※ 提案された企業について、本市は受託者の了解を得ることなく、誘致活動（企業の類推に基づく誘致活動を含む）を行わない。ただし、本市が既に誘致活動を行っていた場合は、この限りではない。また、提案例について、実際の引き合わせ案件とするかは、契約締結後に、本市と受託者の協議により決定する。

v) 本業務に類似する業務実績等

vi) 事業実施スケジュール・実施体制

エ) 提案書記載項目対応表

提案書記載項目対応表には提案書の記載ページ（開始～終了）を明記すること。

オ) 見積書（A4 サイズ 様式不問）

・ 直接経費、間接経費、消費税を項目ごとに積算し、単価を示せるものは示すこと

・ 業務実施に必要な交通費、宿泊費は直接経費の中に算入すること（実費精算は行わない）

カ) 参加資格を証する書類

①法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）

②納税証明書（国税）

③神戸市税の滞納がないことの証明

7 受託（候補）者選定方法

（1）評価基準

審査は、次に示す①及び②の評価項目について行う。

① 内容点

ア) 応募者の受託適性等（企業概要、類似業務実績等） 20 点

- イ) 実効性（情報収集・分析力、ネットワーク力等） 30 点
- ウ) 想定する誘致対象企業の内容等 40 点
- ② 地元加点
 - エ) 神戸市内に本社あるいは営業所の設置を評価する 10 点

(2) 選定方法

事業者選定会において書面審査を行い、前項(1)評価基準により優れた企画・提案能力を有する事業者を優秀提案者として特定し、一または複数の優秀提案者を得点の高い順に契約の相手方の候補者とする。なお、同点の場合は、評価項目のうち「ウ) 想定する誘致対象企業の内容」の点数が最も高いものを優先順位の高い候補者とする。以下、「イ) 実効性」、「ア) 応募者の受託適性等」、「見積金額が低いこと」の評価項目の順に同様に決定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと
- ⑥ 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき
- ⑦ 選定基準における内容点が5割を下回るとき
- ⑧ 見積書に記載の見積金額が本要領に定める契約予定額を超過しているとき

(4) 選定結果の通知

- ①選定結果は、決定後速やかに全ての応募者に通知する
- ②応募者からの選定結果に係る問合せに対して、本市は、当該応募者の評価項目ごとの点数、順位についてのみ回答することを応募者は予め同意する
- ③審査結果は、各応募者の順位と点数を神戸市企業進出総合 WEB サイト <https://kobe-investment.jp/>) にて公表する（受託候補者のみ社名を公表）

8 契約の締結

本要領による公募は、優れた提案を行った者を選定するものであるため、選定された者と本市が協議し、本市の各種規程に基づき契約手続きを行う。

この協議には、企画提案書の趣旨を大きく逸脱しない範囲での内容の変更を含む。

なお、評価点が最も高い受託候補者が辞退又は本要領の規定に違反したとき等は、前述「7 受託（候補）者選定方法」のとおり上位の者から順に契約締結の協議を行う。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先および問い合わせ先

神戸市 経済観光局 企業立地課

担当：麻生、川上

TEL：078-984-0291 E-mail：corp_re@city.kobe.lg.jp